

OBA MJ Feature Article II

市民と協働する弁護士

第7回 法むる一むネット～教員との協働

—宮島繁成会員の取組み—

Part 1

「法むる一むネット」レポート(2013年10月8日)

「法むる一むネット」は、高等学校の社会科教師と弁護士の研究・実践団体で、様々な授業実践や研究、勉強会やシンポジウムを開催してきました。今秋からは【弁護士が行う社会科の授業】を試験的に開始しています。

当会では法教育委員会が主体となって弁護士の出張授業を実施しており、幸いにも好評を博してきました。ただし、ほとんどは総合学習の時間が使われています。

それに対し、今回、法むる一むネットで試験的に取り組んでいるのは、高校の正規の社会科（公民科）の現代社会の授業を弁護士が行うというものです。本来は教員免許が必要な活動です。

高校の社会科の教科書の中には、法律の専門知識や具体的な実務経験を踏まえて解説されるべきテーマもあることから、法律の専門家であり実務家でもある弁護士が教えることができないかとの学校側からの提案がきっかけとなりました。

10月8日の法むる一むネットの会議では、その第一弾となる府立生野高校や府立門真なみはや高校での授業内容の最終的な確認がなされました。

今回の授業では、現代社会の教科書を用い、法や民主主義の基本原則といったテーマが扱われることとなり、出張授業の経験が豊富な弁護士が担当することとなりました。

また、府立北野高校からは立憲主義や憲法改正問題（憲法96条）についての授業のリクエストがあったことから、憲法問題特別委員会に講師を派遣してもらうよう要請したところ、同委員会から快諾を受け、経験豊富な委員も会議に参加して検討が進められました。

統治行為論や集団的自衛権といった高度な問題をどう教えるか…。また、単に知識を教えたり、結論のない問題に講師の結論を押しつけたりすることなく、法教育的な視点から生徒に考えさせる授業にするにはどうすればよいか…。

取組みはまだ始まったばかりであり、弁護士と高等学校教師との間で今後も検討が重ねられる予定です。また、実験結果によって、できるだけ早く法教育委員会の出張授業に移行したいとのこと。従来の出張授業とは異なる角度から教育現場に弁護士が関わる一場面として、今後注目を集めることになりそうです。

Part 2

宮島繁成会員インタビュー

法教育との関わり

法学部に入ったのですが、学校の先生になりたいと思って中学と高校の社会科の教員免許を取りました。大阪府の教員採用試験も受けましたが、当時の倍率はとても高く落ちました。

弁護士になった後も学校教育に関心がありましたので、少年問題対策特別委員会（現在の子どもの権利委員会）に所属していたところ、平成9年、当時の南川和茂副会長から、子ども向けに法律をわかりやすく説明した教材を作ってほしいという依頼がありました。

今でこそ各弁護士会が子ども向けの冊子を作ってい

ますが、当時は法教育の「ほ」の字もない時代でした。司法制度改革審議会が法教育の必要性を提言したのは平成13年のことです。副会長の先見の明には驚きます。

当然、大阪弁護士会にもまだ法教育委員会がありませんでした。そこで、少年問題対策特別委員会が担当して高校生向けの教材を作ることになりました。

平成10年の『法むる一む』と 中学生版の『法むる一む』

委員会の有志が集い、月に1回程度のペースで集まって協議を重ね、執筆を分担しながら作業を進めました。そのときのメンバーである木村雅史さんや薙井順子さんは今も法教育委員会の中心として活躍しています。

ある程度できた段階で、それぞれが知り合いの高校の先生に見てもらい、あるいは実際に授業で使用してもらって出来具合を確認しました。こうして、初版の『法むる一む』は平成10年3月に完成しました。

前書きのメッセージ「自分たちには関係のない遠い世界のことと思っているかもしれませんが、法律はみなさんの日常生活に深い関係を持ち、ちょっとした知識を持っていることによって失敗を防ぐことができます。いわば肌身で感じるべき身近な道具なのです。」は法教育活動の萌芽ではないでしょうか。わが国の法教育のスタートだと思っています。

他の弁護士会からも新しい取り組みとして評価されたようです。法教育に昔から関わっている弁護士は『法むる一む』をご存知の方も多く、それなりに知名度もあったのでしょうか。

平成13年には中学生版の『法むる一む』も作成しました。

平成20年の『法むる一む』へ

その後は実質的に休止状態だったのですが、平成18年に改訂の話が持ち上がりました。

今回は弁護士だけで作ったのですが、今度は企画段階から学校の先生に加わってほしいと思っていました。

作った以上は学校で使ってもらわなければ意味がな

い。実際に学校で使ってもらうためには、できあがったものを「さあ使ってください」と言っても無理です。何より学校現場の生の声を取り入れたものを作りたいと思いました。

そうして、高校の先生にも企画・編集メンバーに加わってもらい、弁護士会館でひと月かふた月に一度の会議を重ね、作業を進めました。

高校の先生は、「大阪府高等学校社会（地歴・公民）科研究会」（大阪府下の社会（地歴・公民）科の教諭によって組織される公の団体。以下「府社研」）に所属している方でした。

弁護士の方は、学校の先生が法教育にどこまで興味を持ってくれるのか不安もありました。しかし学校の先生の熱意には驚きました。学校の先生の方も「弁護士がここまでやってくれるのか」と思って下さったようです。

企画から2年の月日を重ね、平成20年ようやく完成しました。大阪府教育センター（大阪府教育委員会の一組織）の協力・監修をもらい、大阪弁護士会法教



育委員会と府社研の共同制作として、大阪弁護士協同組合から発行しました。

「法むる一むネット」の性質、 活動内容、財源

『法むる一む』の完成で仕事は一区切りつきました。しかし、せっかく2年もいっしょに仕事をしてきたのだから、このネットワークを終了させるのは惜しいと思いました。そこで、制作メンバーを構成員として、そのまま「法むる一むネット」（大阪法教育ネットワーク）というグループを立ち上げました。もともとが冊子を作るための有志の集まりでしたし、組織や母体を問わずにメンバーや知見を集めたいという目論見があったので、敢えて厳格に組織化しませんでした。

弁護士と教師からなるグループですので、位置づけが難しいところもあります。弁護士からすれば弁護士の研究グループ、学校の先生からすれば府社研の研究グループという形になっていますが、このような柔軟な体制にしているのも、ひとえに学校の先生が参加しやすいようにするためです。学校の先生にとっては弁護士の組織はたいへん敷居が高い。一度参加してくれても二度、三度継続的に参加してくれません。しかし、学校の先生の組織であれば、自分たちの活動としてずっと参加しやすくなります。

現在も月に1回程度のペースで会議を行っています。メンバーはメンバーリストで管理しており、現在、弁護士10人程度、学校の先生20人程度です。弁護士は法教育委員会、学校の先生は府社研の方ばかりですが、大学の准教授や大阪府教育センター、他府県の教師にも参加いただいています。

活動目的は学校、特に高校の先生が行う法教育の充実にあります。法教育には、弁護士が行う法教育と学校の先生が行う法教育がありますが、もっぱら後者の支援を目的としています。学校は誰もが一度は通る道。学校の中で学校の先生が教えることによって一人でも多くの子どもたちが法教育を学ぶ機会に接することができる、そう考えているからです。

このため、実際の活動としては高校の先生向けの研修が多いです。たとえば、年に2、3回程度、「ミニ法

律講座」と題して、弁護士が講師となって法律問題を教えています。普段は法むる一むネットに参加していない学校の先生にも府社研を通じて声をかけてもらっています。講座では活発な質問があるので、好意的に受け止められているとの感触があります。

また、平成23年7月には、法教育委員会共催、大阪府教育委員会後援で、講演会「学校で法はどのように教えられるのか～改訂学習指導要領の『幸福・正義・公正』について～」を開催しました（『研修速報』No.381参照）。このときには文部科学省の前教科調査官や教科書会社の人に講師をしてもらいました。

去年は当会の消費者保護委員会にも声かけをして、2013年1月25日に弁護士と教師の意見交換会を実施しました。こちらにも30名程度の社会科の先生が参加して下さり、好評を博しました。

先に述べた組織の性質とも関係するのですが、もともとお金のかかることはやっていないので、財源はほとんどありません。今のところ会費も徴収しておりません。事業を行うときには法教育委員会に報告し、研修や出版等大がかりなことをするときは法教育委員会と共同で行っています。

これまでの成果

法むる一むネットは、法教育委員会のサテライトのような存在と考えています。

学校の先生が参加しやすい形態をとっているのも、高校の先生との継続的なチャンネルとして機能する点で便利な存在だと思います。弁護士会の活動で高校の先生の協力が必要な場合は、すぐに連携できるというメリットがあります。法教育委員会と他の委員会とを接続する役割も果たしていると考えています。

そのほか、弁護士にとっても、たとえば憲法や消費者問題が学校現場でどのように教えられているかを知ることが、今後、市民への啓発活動を進めるうえで参考になるはずで

す。学校の先生にとっても、日弁連や大阪弁護士会の法教育の取組みに対する理解が深まり、ひいては弁護士の活動もより身近に感じてもらえるようになったと思います。

新たな取組み:社会科授業

この秋から、弁護士が高校に出向いて社会科の授業を行う取組みがはじまりました。念のために言いますと、現在、高校には「社会科」という教科はありません。ここでの「社会科」は「公民科」の意味です。

今年の4月、法むる一むネットに参加している先生から、弁護士に教科書を使って授業をしてほしいという提案があったのがきっかけです。

弁護士による出張授業は大阪をはじめ他の単位会でも広がっています。ただ、総合学習の時間を利用して実施されることがほとんどです。教科授業ではないので、単位認定の対象にもなりません。その点、今回の取組みは、社会科の現代社会の正規の授業を弁護士が教えるというところに特色があります。おそらく全国で初めてだろうと思います。

教員免許を持っていない弁護士が教え、しかも教えたところが中間、期末試験や大学入試にも出る。この責任は重大です。このため、だれでも簡単にというわけにはいかず、授業内容等を担当の先生とあらかじめ検討・調整しながら実験的に進めているところです。

行事が少なくなる10月から11月にかけてが調整しやすいとのことで、この時期から大阪府下の数校で実施をはじめたところです。

テーマは授業進捗の関係で、民主主義や憲法9条など憲法の分野となりました。となるとやはり憲法を専門にしている弁護士がいいだろうということで、憲法問題特別委員会の先生にも派遣をお願いし、打ち合わせに

も参加いただきました。そうした調整ができるのも、法むる一むネットの利点だろうと思います。

今後は、授業の内容によって、消費者問題、環境問題、労働問題、あるいは知的財産権等の専門の委員会とも協働できればと思っています。

法むる一むネットの今後の抱負

社会科授業の次の予定はまだ決まっていません。

新しい学習指導要領を取り入れた『法むる一む』の再改訂もしてみたいと思いますが、作るとなるとまた1年、2年のスパンを要するでしょう。むしろ、今後は、インターネット等の媒体の方が制作も簡単で内容も広めやすいという意味で狙い目かもしれません。

弁護士による社会科授業については、私自身は、法むる一むネット本来の取組みではないと思っています。成果に応じて、できるだけ早く現行の出張授業事業に移行したいと思っています。

今後は、たとえば、大阪府教育センターと連携して、弁護士による学校の先生向けの研修を実現できればいいかもしれません。そうしたルートを使えば、もっと効率的に学校の先生に働きかけられると思います。

弁護士会内においても、弁護士会の委員会とは少し軸足が違う、むしろ学校の先生の方に軸足を置いているからこそ、もっと多くの会員に参加していただきたいという思いもあります。法教育委員会以外の弁護士の方にも、是非参加してもらいたいですね。

(Interviewer : 相川大輔 / Photo : 武田)

